

第5章 まとめ

地震危険に対する公的な補償制度を有する国としてノルウェーについて調査を行った。ノルウェーでは地震による損害のみを対象とした補償制度はなく、地震を含む自然災害全般による損害を補償するために自然災害支援国家基金と自然災害保険の2つの制度が導入されている。同国では、地震よりもむしろ暴風および洪水による損害リスクが高く、これまで自然災害支援国家基金および自然災害保険による補償実績のほとんどは、暴風と洪水によるものである。

ノルウェーでは、自然災害による損害を保険により補償するために自然災害プールを設立し、自然災害保険による支払保険金を各保険会社の火災保険市場に占めるシェアに応じて平衡化している。自然災害保険は火災保険に強制付帯されており、ノルウェーにおいて火災保険を販売する全ての保険会社が自然災害プールの会員となっている。保険会社の自然災害保険では補償されない損害が発生した場合は、国家予算による自然災害支援国家基金により補償が行われる。

ノルウェーにおいて自然災害保険は、1980年の自然災害プール設置以降、大きな制度変更なく今日に至っている。但し、自然災害保険の料率は毎年見直されており、過去の支払実績や各保険会社において準備金として積み立てられている自然災害ファンドの残高を考慮しながら頻繁に改定されており、現行の料率体系や料率水準が実際に起こりうる損害と比して不十分であるとは考えられていない。また、自然災害の予想最大損害額（PML）は暴風による被害予測モデルより算出されており、この額が全ての自然災害に適用されている。現在、洪水によるPML評価のモデル構築が進められているが、地震のPMLモデルが構築される見通しはない。ノルウェーにおいて地震は大きなリスクと認識されておらず、地震よりも毎年大規模な損害をもたらす暴風及び洪水のリスク評価が進められているところである。このような状況と照らして、近い将来、抜本的な制度変更が行われることは予想されない。